

2020 年度  
横須賀市包括外部監査結果報告書  
(概要版)

観光及び港湾に関連する財務事務の執行等について

2021 年 3 月  
横須賀市包括外部監査人  
公認会計士 稲垣 正人



## 目次

第1 包括外部監査の概要.....	5
I 監査の種類.....	5
II 選定した特定の事件（テーマ）.....	5
1 監査テーマ.....	5
2 監査の対象期間.....	5
3 監査対象の範囲.....	5
III 事件を選定した理由.....	5
IV 監査の視点.....	6
1 観光及び港湾関連事業に関して策定された整備計画等の進捗管理状況.....	6
2 観光及び港湾関連事業に関する収入・支出及び資産の管理状況.....	6
3 観光及び港湾関連施設の維持・修繕計画等の進捗管理状況.....	6
4 その他、テーマを踏まえて包括外部監査人が必要と認める手続.....	6
V 主な監査手続.....	6
1 概要の把握.....	6
2 過去の包括外部監査における指摘事項（観光及び港湾関連事業に関するもの）に対する所管部の措置状況の検討.....	6
3 監査対象とした事業担当部門の各所管課への質問及び文書等の閲覧.....	6
VI 監査の実施期間.....	8
VII 包括外部監査人及び補助者.....	8
1 包括外部監査人.....	8
2 補助者.....	8
VIII 利害関係.....	8
IX その他.....	8
第2 監査の結果の概要.....	9
I 「指摘」及び「意見」について.....	9
II 「指摘」及び「意見」の一覧.....	9
第3 監査対象の事業概要.....	14
I 観光に関する事業、組織及び予算決算の概要.....	14
<省略>.....	14
II 港湾に関する事業、組織及び予算決算の概要.....	14
<省略>.....	14

第4	監査の結果及び意見	15
I	観光に関する事業の実施状況（文化スポーツ観光部）	15
1	観光に関する計画の実施状況	15
2	（企画課）所管事業	18
2-1	国際会議等誘致事業	18
2-2	大規模スポーツ大会等誘致事業	18
2-3	横須賀アートフェスティバル事業	18
2-4	街なかミュージック支援事業	19
3	（文化振興課）所管事業	19
3-1	ルートミュージアム整備事業	19
3-2	指定管理者事業	19
3-3	芸術劇場設備更新事業	21
3-4	文化会館等設備更新事業	22
3-5	AR（拡張現実）技術を活用した観光情報の発信	22
4	（商業振興課）所管事業	24
4-1	横須賀市プレミアム付商品券事業	24
4-2	商業振興対策事業	24
4-3	中心市街地活性化事業	25
5	（観光課）所管事業	25
5-1	観光立市推進事業	25
5-2	セールスプロモーション事業	26
5-3	集客プロモーション事業	26
5-4	観光団体助成事業	26
5-5	観光情報誌等	27
II	港湾に関する事業の実施状況	28
1	（港湾企画課）所管事業	28
1-1	横須賀港港湾計画改訂事業（再興プラン事業）	28
1-2	横須賀港官民連携基盤整備推進事業	30
1-3	その他	30
2	（港湾総務課）所管事業	30
2-1	港湾施設使用料	30
2-2	港湾施設運営経費	34
2-3	港湾施設管理事業	35
2-4	漁港維持修繕事業	36
2-5	船員法第104条に基づく事務（法定受託事務）	36
2-6	資産管理	37

3	(港湾建設課) 所管事業.....	39
3-1	港湾施設長寿命化計画事業.....	39
3-2	漁港施設長寿命化計画事業.....	40
3-3	大津地区港湾海岸高潮対策事業.....	40
3-4	港湾海岸保全施設長寿命化計画事業.....	40
3-5	漁港海岸保全施設長寿命化計画事業.....	40
3-6	北下浦漁港海岸侵食対策事業.....	40
3-7	野比地区港湾海岸侵食対策事業.....	40
第5	まとめ.....	41
I	はじめに.....	41
II	報告のまとめ.....	41
1	観光に関する事業.....	41
2	港湾に関する事業.....	42
III	内部統制の観点から.....	42
1	業務の効率的かつ効果的な遂行.....	47
2	財務報告等の信頼性の確保.....	47
3	業務にかかわる法令等の遵守.....	47
4	資産の保全.....	48
IV	おわりに.....	48



## 第1 包括外部監査の概要

### I 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査である。

### II 選定した特定の事件（テーマ）

#### 1 監査テーマ

観光及び港湾に関連する財務事務（契約事務を含む）の執行等について

#### 2 監査の対象期間

原則として2019年度（必要に応じて他年度についても対象とする。）

#### 3 監査対象の範囲

##### （1）対象とする部局等

文化スポーツ観光部

みなと振興部

財務部契約課

財務部財産管理課

##### （2）対象とした事務等

監査の対象は、観光及び港湾に関連する財務事務（契約事務を含む）としている。

### III 事件を選定した理由

横須賀市では、その現状を「閉塞感・停滞感の蔓延」として分析し、基本構想・基本計画に基づく具体的な施策を示した実施計画として2018年3月に「横須賀再興プラン」を策定しており、横須賀の再興に向けた4年間のロードマップであると定義している。

横須賀再興プランでは、目指すまちづくりの3つの方向性として、Ⅰ．海洋都市、Ⅱ．音楽・スポーツ・エンターテインメント都市、Ⅲ．個性ある地域コミュニティのある都市を掲げ、最重点施策として以下の4本柱を重点的、戦略的に取り組む政策分野と具体的な施策として位置づけている。

（柱1）経済・産業の再興

（柱2）地域で支えあう福祉のまちの再興

- ～住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現～
- (柱3) 子育て・教育環境の再興（整備・充実）
- (柱4) 歴史や文化を生かしたにぎわいの再興
- ～「観光立市よこすか」の実現～

2018年度から2021年度の4年間の実施計画の折り返し点を経過したこのタイミングで、横須賀再興プランに着目し、その中でも横須賀市の特徴的なポテンシャルである「観光及び港湾」に関連した事業を取り上げることは、2020年度の包括外部監査のテーマとしてふさわしい分野であると考え選定した。

#### IV 監査の視点

監査の視点は、以下のとおりである。

- 1 観光及び港湾関連事業に関して策定された整備計画等の進捗管理状況
- 2 観光及び港湾関連事業に関する収入・支出及び資産の管理状況
- 3 観光及び港湾関連施設の維持・修繕計画等の進捗管理状況
- 4 その他、テーマを踏まえて包括外部監査人が必要と認める手続

#### V 主な監査手続

##### 1 概要の把握

文化スポーツ観光部及びみなと振興部（港湾部）の組織、人員、財務等について概要を把握するため、観光及び港湾関連行政の状況及び課題等について所管課への質問及び関連する文書等を閲覧した。

##### 2 過去の包括外部監査における指摘事項（観光及び港湾関連事業に関するもの）に対する所管部の措置状況の検討

過去の包括外部監査における指摘事項に対する所管部の措置状況について、各所管課への質問及び関連する証拠資料及び関連文書等を閲覧した。

以下の各年度における包括外部監査のうち、所管課（当時）への指摘事項に対する措置状況について検討し、必要に応じて個別の監査手続に反映させた。

- ・2001年度 横須賀市芸術文化劇場の管理運営について
- ・2007年度 指定管理者事業について

##### 3 監査対象とした事業担当部門の各所管課への質問及び文書等の閲覧

観光及び港湾の財務に関連する事務手続について、各所管課への質問及び関連す



る帳簿、証拠資料及び関連文書等を閲覧した。

なお、港湾部は「港湾総務課」「港湾企画課」「港湾建設課」の3課体制から、2020年4月1日付けで組織改正があり、現行、みなと振興部として「港湾企画課」「港湾管理課」「港湾整備課」「水産振興課」の4課体制に変更している。

以下の所管課に対して監査を実施した。

○文化スポーツ観光部

- ・企画課
- ・文化振興課
- ・スポーツ振興課
- ・商業振興課
- ・観光課

○みなと振興部

- ・港湾企画課
- ・港湾管理課
- ・港湾整備課
- ・水産振興課

また、事業対象となる観光及び港湾関連施設の状況を把握するため、現地視察を実施した。

現地視察を実施した箇所は、以下のとおりである。

- ・芸術劇場
- ・近代遺産ガイドセンター（建設中、ヴェルニー公園内）
- ・はまゆう会館
- ・衣笠山公園
  
- ・新港ふ頭
- ・うみかぜ公園
- ・大津護岸工事
- ・馬堀海岸保全施設
- ・久里浜港、みなとオアシス
- ・佐島漁港
- ・長井漁港

## VI 監査の実施期間

2020年7月1日から2021年3月31日まで

## VII 包括外部監査人及び補助者

### 1 包括外部監査人

公認会計士	稲垣 正人
-------	-------

### 2 補助者

公認会計士	馬場 正威
公認会計士	斉藤 将
公認会計士	松本 拓也
公認会計士	櫻山 加奈子
公認会計士	神戸 政之
公認会計士	宮本 和之
弁 護 士	山口 準子

## VIII 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、市と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に規定する利害関係はない。

## IX その他

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

## 第2 監査の結果の概要

### I 「指摘」及び「意見」について

#### 指摘

今後、横須賀市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、法規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論のうち、包括外部監査人が措置を必要とする事項についても含めている。

#### 意見

「指摘」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横須賀市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

### II 「指摘」及び「意見」の一覧

監査の内容と、「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである。

内 容	区 分	
	指摘	意見
I 観光に関する事業の実施状況（文化スポーツ観光部）		
1 観光に関する計画の実施状況	2件	5件
2 （企画課）所管事業	0件	2件
3 （文化振興課）所管事業	2件	7件
4 （商業振興課）所管事業	0件	4件
5 （観光課）所管事業	2件	3件
II 港湾に関する事業の実施状況		
1 （港湾企画課）所管事業	1件	4件
2 （港湾総務課）所管事業	8件	18件
3 （港湾建設課）所管事業	0件	0件
合 計	15件	43件

また、監査の内容と「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである（下表の「指摘」及び「意見」の番号は、本文中に付した「指摘」及び「意見」の番号である）。

監査の内容	区 分		記載ページ	
	指摘	意見	概要版	報告書
I 観光に関する事業の実施状況				
1 観光に関する計画の実施状況				
横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨未作成について	No 1		15	55
横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨及び資料等の情報公開について	No 2		15	56
横須賀市観光立市推進基本計画の評価及び措置について		No 1	15	56
横須賀市観光立市推進基本計画におけるPDCAの運用について		No 2	16	56
施策や事業ごとのKPIの設定と多様な効果測定の方法について		No 3	16	57
施策ごとの事業スケジュールの策定について		No 4	17	58
観光消費単価について		No 5	17	58
2 (企画課) 所管事業				
2-1 国際会議等誘致事業				
2-2 大規模スポーツ大会等誘致事業				
2-3 横須賀アートフェスティバル事業				
KINUGASA ANIMAL ART DAYS 2019の結果について		No 6	18	66
衣笠山公園へのアクセス方法と公園案内の標識について		No 7	19	66
2-4 街なかミュージック支援事業				
3 (文化振興課) 所管事業				
3-1 ルートミュージアム整備事業				
3-2 指定管理者事業				
3-2-1 芸術劇場管理事業				
芸術劇場利用料金改定のタイミングについて		No 8	19	78
共同購入時の検収について	No 3		20	79
3-2-2 文化会館等管理事業				
文化会館等利用料金改定のタイミングについて		No 9	21	83
文化会館及びはまゆう会館の稼働率について		No10	21	83
3-3 芸術劇場設備更新事業				
検査書に係る決裁印について	No 4		21	86
公共施設等総合管理計画・FM戦略プランと芸術劇場更新計画の整合性について		No11	22	86

監査の内容	区 分		記載ページ	
	指摘	意見	概要版	報告書
て				
3-4 文化会館等設備更新事業				
公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランと文化会館等更新計画の整合性について		No12	22	88
3-5 AR（拡張現実）技術を活用した観光情報の発信				
ヴェルニー公園内の説明板における AR 動画の提供について		No13	22	90
事業遂行上の他部署との連携の必要性について		No14	23	91
4（商業振興課）所管事業				
4-1 横須賀市プレミアム付商品券事業				
プレミアム付商品券事業に係る経費について		No15	24	99
4-2 商業振興対策事業				
収支明細書の金額の訂正方法について		No16	24	104
収支明細書の様式について		No17	24	104
補助メニューの妥当性について		No18	25	105
4-3 中心市街地活性化事業				
5（観光課）所管事業				
5-1 観光立市推進事業				
シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る検討過程の記録について		No19	25	108
シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る具体的な目標設定及びスケジュールの策定について		No20	25	109
5-2 セールスプロモーション事業				
5-3 集客プロモーション事業				
出張命令書の承認漏れについて	No 5		26	111
5-4 観光団体助成事業				
補助金支出事業に関する変更申請について	No 6		26	112
5-5 観光情報誌				
観光情報誌等の役割の明確化について		No21	27	115
II 港湾に関する事業の実施状況				
1（港湾企画課）所管事業				
1-1 横須賀港港湾計画改定事業				
資格要件の確認について		No22	28	124

監査の内容	区 分		記載ページ	
	指摘	意見	概要版	報告書
成果物の紛失について	No 7		28	124
損害保険加入証明資料の紛失について		No23	28	125
港湾計画の掲載方法について		No24	29	125
港湾審議会議事録参考資料について		No25	29	125
1-2 横須賀港官民連携基盤推進事業				
1-3 その他				
2 (港湾総務課) 所管事業				
2-1 港湾施設使用料				
2-1-1 設定等				
港湾施設使用料の算定方法について		No26	30	140
収支報告の活用について		No27	31	140
消費税率の引き上げに対応する港湾施設使用料の適時の変更について		No28	31	140
消費税率改定時の円単位以下の単価設定について		No29	32	142
例規集記載の横須賀港湾施設使用条例の更新について		No30	32	143
2-1-2 債権管理				
債権管理条例に規定された徴収計画の未整備について	No 8		32	150
債権管理業務の体制構築の必要性について		No31	33	150
債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱に基づく納税課への移管について		No32	33	150
2-1-3 支払猶予				
新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設使用料の支払猶予についての周知等について		No33	34	152
2-2 港湾施設運営経費				
横須賀港港湾管理業務及び港湾管理業務委託業務に関する業者からの報告書の提出確認について	No 9		34	155
2-3 港湾施設管理事業				
収支決算書における保険料の決算額について	No10		35	160
収支決算書における人件費の範囲について		No34	35	160
指定管理者団体の決算書の分析について		No35	35	160
指定管理者から提出される経営状況を		No36	35	160

監査の内容	区 分		記載ページ	
	指摘	意見	概要版	報告書
説明する書類に対する期限管理について				
2-4 漁港維持修繕事業				
随意契約理由書の記載について		No37	36	162
工事の検収について	No11		36	163
2-5 船員法第104条に基づく事務（法定受託事務）				
雇入（雇止）届出書の記載について	No12		36	164
2-6 資産管理				
公有財産調書と固定資産台帳の整合性について		No38	37	167
港湾台帳の事業費総額の誤りについて	No13		37	169
港湾台帳の事業費（総額）欄の記載タイミングについて		No39	37	170
固定資産台帳の管理番号について		No40	38	170
港湾建設課から財産管理課への漏れない報告について	No14		38	170
部分完成の場合の建設仮勘定から本勘定への振替タイミングについて		No41	38	171
固定資産台帳の取得日と供用開始日の整合性確保について	No15		38	172
固定資産台帳の取得価額の範囲について		No42	39	172
会計システムから出力される歳出予算整理簿の表記について		No43	39	172
3 （港湾建設課）所管事業				
3-1 港湾施設長寿命化計画事業				
3-2 漁港施設長寿命化計画事業				
3-3 大津地区港湾海岸高潮対策事業				
3-4 港湾海岸保全施設長寿命化計画事業				
3-5 漁港海岸保全施設長寿命化計画事業				
3-6 北下浦漁港海岸侵食対策事業				
3-7 野比地区港湾海岸侵食対策事業				

### 第3 監査対象の事業概要

#### I 観光に関する事業、組織及び予算決算の概要

<省略>

#### II 港湾に関する事業、組織及び予算決算の概要

<省略>



## 第4 監査の結果及び意見

### I 観光に関する事業の実施状況（文化スポーツ観光部）

#### 1 観光に関する計画の実施状況

##### 指摘1 「横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨未作成について」

市は、横須賀市観光立市推進条例第17条に基づいて横須賀市観光振興推進委員会を開催している。審議会等の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第11条においては、「所管課は、審議会等の会議の公開非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。」と規定されている。委員会は、要綱第2条に定める審議会等に該当するため、会議終了後に議事録を作成する必要があるが、2016年7月7日以降の会議要旨（議事録）が未作成であることから、委員会での議論の内容が不明である。議事録が未作成である理由は、議事録を作成する担当者が代わった際に、前任の担当者から後任の担当者へ必要な事項の引継ぎが十分になされなかったことであるという。

会議要旨は、委員会での審議内容や検討過程、課題やそれに対する善後策等の結果を明らかにするものであり、今後の施策や事業展開の立案等の検討において有用なものである。要綱に従って適時に会議要旨（議事録）を作成することが必要である。

##### 指摘2 「横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨及び資料等の情報公開について」

市は、要綱第12条に基づき市のホームページにおいて、横須賀市観光振興推進委員会の開催案内や会議要旨、委員会資料等を情報公開しているが、監査の過程でホームページを査閲したところ、2016年7月7日以降の委員会資料等が情報開示されていなかった。

本来であれば、前述の未作成である会議要旨を含め、委員会資料等とともに開示すべきであるが、少なくとも委員会資料等は開示しておく必要がある。ホームページによる情報提供は、市の観光振興に係る施策や方針、状況の把握を行うための重要な手段であり、市の説明責任の確保という重要な役割がある。

要綱に基づいて、適時に漏れなく正確にホームページに掲載することにより、市の情報開示にかかる説明責任を十分に果たすことが必要である。

##### 意見1 「横須賀市観光立市推進基本計画の評価及び措置について」

横須賀市観光立市推進条例第18条では、「市長は、委員会の意見を踏まえ、3年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。」と規定されている。

市の観光振興に係る各種計画に関する全般的・概括的な内容は、庁外の観光関連

事業者等も構成員とする「横須賀市観光振興推進委員会」で審議されることになっているが、前述のように過年度より会議要旨が未作成であることや、必要な情報がホームページにおいて公開されていないことを鑑みると、計画を策定して施策や事業を実行したものの、その後の検証が適時かつ十分になされているのか、また委員会の目的が十分に機能しているのか疑念が残る。

少なくとも会議要旨（議事録）が存在しなければ、委員会での検討内容や課題、それに対する善後策等の評価結果を市長や関係部署に的確に伝達することが困難であると考えられる。また委員会の意見を踏まえて運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた適切な措置を講ずることができていないおそれがある。

観光振興は、市にとって重要な施策と位置付けられており、スピード感をもって効果的に進められるように、適時に会議要旨（議事録）や関連資料を取り纏め、委員会の意見が市長や関係部署に的確に伝達されているかどうか、また委員会の意見を踏まえて運用状況を評価し、その結果に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検討されたい。

#### 意見 2 「横須賀市観光立市推進基本計画における PDCA の運用について」

横須賀市観光立市推進条例第 18 条及び観光立市推進基本計画においては定期的（3 年を超えないごと）に計画の評価を行って計画の進捗状況や達成度合いを検討することにより必要な措置を講じることとされている。

市は、予算編成や決算手続、横須賀市基本計画や横須賀再興プランの見直しの過程で観光振興に係る施策の状況等を概括的に把握しており、施策として定めた事項を実施することで事業の実績としているとのことだが、このような抽象的な情報だけでは、事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうかは明らかにならず、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に結びつけることが困難であると考えられる。

より高い水準で施策や事業が実施することができるよう、事業の目標としては可能な限り実施件数や進捗率など定量的に測定できる指標を設定し、観光振興にかかる各種計画に関して PDCA サイクルをより具体的に運用し、毎年度見直し、中間報告等を実施することを検討されたい。

#### 意見 3 「施策や事業ごとの KPI の設定と多様な効果測定の方法について」

市は、(図表 4 I -1-15) にあるように市の観光客数及び観光消費額に係る重要業績評価指標 (KPI) を設定しているが、その実現に向けた施策や事業ごとの具体的な数値目標や重要業績評価指標 (KPI) の設定が見受けられない。このため、施策単位、個別事業単位での効果予測や予め設定された目標値の乖離を確認して問題点を改善していく仕組みが不十分である。

観光振興に関する施策や事業の結果を評価するメルクマール（評価基準、判断基準）は、さまざま考えられるが、「観光客数」や「観光消費額」といった総合的な指標に加え、多面的な観点からの指標を取り入れることにより、成果や効果を客観的に評価し、分析できるようにされたい。例えば、宿泊施設ごとの稼働率や施設ごとの利用料収入（売上高）、観光客の平均滞在日数、税金、観光事業者や雇用者数、キャンペーン等の実施件数などを KPI（数値目標）とし、その目標管理を行うことが一案である。観光客数といっても、例えば天候などの自然環境的な影響による分析、性別や年齢などの属性、日本人か外国人かなどの観光客数分析なども有用であろう。また、観光庁に設置されている「持続可能な観光指標に関する検討会」における会議資料（日本版持続可能な観光指標の活用要領及び内容説明等）も活用されたい。

KPI（重要業績評価指標）を設定して明確化しておくことは、計画を効果的かつ効率的に実現するために必要不可欠である。KPI の設定に際しては、過去の実績や将来予測を勘案した上で、どのような意図をもって目指す水準を決めるのか、その根拠を明確にしておく必要がある。

事業に要するコストが過大でないかといった費用対効果の観点、KPI の形骸化や目標達成に向けた意欲の減退につながらないように到達が予見できる低い水準に設定されていないか、一方で実態とかけ離れた高すぎる目標が設定されていないかなどに留意しつつ、事業環境を踏まえさまざまな観点から KPI を活用されたい。また、設定された KPI に関して事業活動が計画どおりに実施できているかどうかという観点からの評価に加えて、当該事業活動を実施したことにより実際にどのような成果（いわゆるアウトカム）が得られているかという観点からの評価もあわせて実施することを検討されたい。

#### 意見 4 「施策ごとの事業スケジュールの策定について」

定量的な目標設定に関連し、各施策に対する年度ごとの具体的な実施内容を示した事業スケジュールが策定されていない。

計画に対する進捗状況の把握や次年度に取り組むべき課題の明確化、それらを踏まえた改善行動に繋げるため、施策ごとに設定された目標の実現に向けて各年度にどのような事業を実施するのかをプランニングしスケジュール化することが望まれる。

#### 意見 5 「観光消費単価について」

市は、「横須賀再興プラン」等において、観光消費額について目標を設定している。観光消費額は「観光客数×観光消費単価」にて計算しており、当該単価は神奈川県が実施している「観光客消費動向等調査」の「三浦半島・鎌倉以外」（横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町）の単価を利用している。当該単価には、横須賀市以外の影響

が加味されてしまうことから、必ずしも単価の上昇・下落が横須賀市に起因しない。また、該当地区の調査地点は「長井海の手公園 ソレイユの丘」、及び「三崎フィッシャリーナ・ウォーフ 『うらり』」の2点のみであることから、市が行った観光施策の効果を計測する地点としては不十分である。

市の観光施策に関する効果を測定するために、観光消費額を利用する場合、横須賀市以外の要因により数値が変動することは望ましくない。このため、神奈川県観光客消費動向等調査の内容に基づいて、横須賀市のみ単価を算定するなど、直接的な効果測定が可能な情報を収集することが望ましい。また、市独自でデータを入手することができないかについて別途検討されたい。

## 2 (企画課) 所管事業

### 2-1 国際会議等誘致事業

特に指摘する事項はない。

### 2-2 大規模スポーツ大会等誘致事業

特に指摘する事項はない。

### 2-3 横須賀アートフェスティバル事業

#### 意見6 「KINUGASA ANIMAL ART DAYS 2019 の結果について」

衣笠地区で開催された「KINUGASA ANIMAL ART DAYS 2019」の目標来場者数は10,000人に設定されていたが、実際の来場者数は8,312人と、目標に未達(達成率=83.1%)であった。このイベントは、衣笠コミュニティセンター会場、衣笠商店街会場及び衣笠山公園会場等で開催され、このうち衣笠山公園については、目標来場者数2,000人に対して、実際の来場者数が1,158人と大幅な未達(達成率=57.9%)であった。

市は、「動物」をテーマとして衣笠山公園の魅力を高めつつ、キッズウィークのスタンプラリーや子供たちへのプレゼントを用意するなど来園数の増大を図っている一方で、衣笠地区における商店街や衣笠山公園指定管理者、市民文化祭参加団体、学校等(三浦学苑、横須賀高校など)の地元団体に対するコーディネートが不十分であるため、相互に連携が十分に図れていないことが目標未達の一因であると考えられる。

地元団体がより一層相互に密接な連携を図ることができるよう、市はコーディネートを進め、来場者数を更に増大させ、目標値を達成されたい。

#### 意見7 「衣笠山公園へのアクセス方法と公園案内の標識について」

衣笠山公園は他の会場や衣笠駅から離れており、直通バスがなく交通の便がよくないことに加え、周辺駐車場の台数も少ない状況にある。

衣笠山公園へのアクセス方法としては、車両によるケースと徒歩によるケースが考えられる。車両の場合、公園進入路が狭いため公園駐車場までバスなどの大型車が通行できないことに加え、公園駐車場は15台分しかなく周辺駐車場の台数も少ない状況にある。一方、徒歩の場合、最寄りのJR衣笠駅から離れており、衣笠駅から路線バスを使ったとしても衣笠山公園最寄りのバス停から公園入口までは徒歩10分程度を要するなどアクセスが不便な状況である。

監査人が、JR衣笠駅から衣笠山公園まで徒歩により向かったところ、50分程度を要し、また道中、公園への案内板が少なく、県道にある狭い歩道を歩くことになり、子連れで公園に向かうには危険、困難であると感じた。多くの親子連れが狭い歩道を歩く姿は想像しがたい。また、衣笠山公園までの道のりを案内する標識は、衣笠駅から地図を持たない観光客にとって重要な道標になるもので、観光客の利便性を向上させることができる。

衣笠地区では、子ども向けのキッズウィークシールラリーや「みんなで作ろう！衣笠山動物園」等の各種イベントが多数開催されており、より多くの集客を期待するのであれば、親子連れが徒歩により安全で楽しくハイキング感覚で公園までアクセスできるような歩道の整備や、直通バスや送迎用バス等で衣笠駅から公園入口までを車移動できる手段を検討されたい。加えて、衣笠山公園までの案内標識を増やすことにより、衣笠駅から衣笠山公園までの道のりをより明確に案内することが望まれる。また、公園駐車場の台数増加の一案として、例えば広大な公園敷地の一部を駐車場化するなどして駐車台数の確保に関しても検討されたい。

#### 2-4 街なかミュージック支援事業

特に指摘する事項はない。

### 3 (文化振興課) 所管事業

#### 3-1 ルートミュージアム整備事業

特に指摘する事項はない。

#### 3-2 指定管理者事業

##### 3-2-1 芸術劇場管理事業

#### 意見8 「芸術劇場利用料金改定のタイミングについて」

市は、2019年7月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を定めたため、2020年4月1日に芸術劇場の使用料を含む利用料金を一括で改定する可能性があった。

そのため、短期間で複数回の改定が望ましくないとの理由で、消費税率変更時の2019年10月には芸術劇場の使用料を含む利用料金の変更を行わなかった。これにより、本来利用者が負担すべき金額の一部を横須賀市が負担している状態となっている。

芸術劇場の利用料金について、短期間で①消費税率の変更に伴う改定と②「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく改定の2回の変更を行うことは、確かに利用者にとって望ましいことではない。しかし、①の改定については、使用料本体の金額に影響を及ぼす変更ではなく、予め決まっていた制度的な変更である。一方②の改定については、芸術劇場の利用料金本体の金額に影響を及ぼす変更であり、十分な検討のもと行われるべき変更である。したがって①と②については、別個の要因による単価の改定であり、切り離して考えることが望ましい。

### 指摘3 「共同購入時の検収について」

文化振興課は、自動体外式除細動器（AED）の購入（105千円）において、経済合理性の観点から公園管理課との共同購入を行い、公園管理課で一括して執行事務を実施し、芸術劇場への納品を受けた。しかし、当該備品の納品・検収時において、公園管理課に宛てた契約執行事務依頼の文書において、公園管理課が共同購入を行った際の検査人は「文化振興課の職員」が行うとしていたにも関わらず、文化振興課では検査書の作成が行われておらず、公園管理課の検査書のコピーが添付されている。

契約事務取扱規程第11条「検査の範囲」において、物品の購入に関する検査は主管課が行うものとされている。また、同規程第14条「検査等の結果報告」において、検査を行った場合検査書により主管部長等への報告を行うこととされている。

本件における主管課は、契約執行事務依頼文書において検査人を文化振興課の職員とすると記載している以上、文化振興課であると考えられる。共同購入時の検査のルールが市内で不明確であったため、文書と異なり、検査書の作成が漏れたとのことであるが、現状では主管課である文化振興課として検査・検収を行ったことが説明できない状態となっている。現状の契約事務取扱規程に従う場合、主管課が検収を行うことが必要である。

一方、共同購入において一か所に納品される場合など、効率性の観点から特定部署がまとめて検収を行うことも考えられる。この場合、規程との整合性を図りつつ、契約執行事務依頼文書を発行する時点で代表となる主管課を明確にし、検査人・立会人を代表主管課の職員にすることが必要である。

### 3-2-2 文化会館等管理事業

#### 意見9 「文化会館等利用料金改定のタイミングについて」

市は、2019年7月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を定めたため、2020年4月1日に文化会館・はまゆう会館の使用料を含む利用料金を一括で改定する可能性があった。そのため、短期間で複数回の改定が望ましくないとの理由で、消費税率変更時の2019年10月には、文化会館等の使用料を含む利用料金の変更を行わなかった。これにより、本来利用者が負担すべき金額の一部を横須賀市が負担している状態となっている。

文化会館・はまゆう会館の利用料金について、短期間で①消費税率の変更に伴う改定と②「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく改定の2回の変更を行うことは、確かに利用者にとって望ましいことではない。しかし、①の改定については、使用料本体の金額に影響を及ぼす変更ではなく、予め決まっていた制度的な変更である。一方②の改定については、文化会館等の利用料金本体の金額に影響を及ぼす変更であり、十分な検討のもと行われるべき変更である。したがって①と②については、別個の要因による単価の改定であり、切り離して考えることが望ましい。

#### 意見10 「文化会館及びはまゆう会館の稼働率について」

文化会館及びはまゆう会館の稼働率は現在60%代で横ばい、ないしは若干の低下傾向にある。市は両会館について地域の重要な文化拠点であると認識しており、施設の統廃合等は考えていない。しかし、文化会館は開設から50年超、はまゆう会館は38年を経過しており、老朽化が進んでいる状況にあることから、今後維持更新にも多大なコストの発生が見込まれる。

今後も両会館を継続していくのであれば、利用事例の周知等による稼働率の更なる改善を行い、両会館の存在価値を高めていくことが望ましいと考える。

また、公共施設マネジメントの手法である「施設別の行政コスト計算書等」の活用により受益者負担の適正化や利用者一人当たりコスト等による行政評価といった方策も検討されたい。

### 3-3 芸術劇場設備更新事業

#### 指摘4 「検査書に係る決裁印について」

「芸術劇場大劇場 小劇場音響設備改修修繕」(9,405千円)の検査書において課長の決裁印が漏れていた。横須賀市契約事務取扱規程第14条において、「検査員は、検査を行ったときは、立会人と連署のうえ、検査書により、主管部長等又は主管課長等及び工事検査課長に報告しなければならない」とされている。検査書の決裁は、課としての検収が完了したことを示すものであると言える。原因は押印漏れとのこ

とであるが、決裁印がないことから、報告が適切に行われたことを示す証拠がない状況にある。決裁行為のルールの順守を徹底する必要がある。

#### 意見 11 「公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランと芸術劇場更新計画の整合性について」

文化振興課が所管する芸術劇場更新計画について、総務省の要請により市が策定している「横須賀市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」及び「横須賀市 FM 戦略プラン（令和元年 7 月）」とすり合わせが行われておらず、市全体の方針との整合性が確認できない状態にある。そのため、FM 戦略プランにおける縮減目標と整合した対応がとられているかについても不明瞭な状態にある。

横須賀市公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランは市全体の建物に関する方針を定めたものであることから、当該計画を念頭に置いた更新計画を策定することが望ましい。

### 3-4 文化会館等設備更新事業

#### 意見 12 「公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランと文化会館等更新計画の整合性について」

文化振興課が所管する文化会館・はまゆう会館更新計画について、総務省の要請により市が策定している「横須賀市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」及び「横須賀市 FM 戦略プラン（令和元年 7 月）」とすり合わせが行われておらず、市全体の方針との整合性が確認できない状態にある。そのため、FM 戦略プランにおける縮減目標と整合した対応がとられているかについても不明瞭な状態にある。

横須賀市公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランは市全体の建物に関する方針を定めたものであることから、当該計画を念頭に置いた更新計画を策定することが望ましい。

### 3-5 AR（拡張現実）技術を活用した観光情報の発信

#### 意見 13 「ヴェルニー公園内の説明板における AR 動画の提供について」

監査人がヴェルニー公園を現地視察した際に、園内に設置された横須賀製鉄所（造船所）の歴史と現存するドライドック等を紹介する説明板から動画配信の一つである「今も残る「横須賀製鉄所」のドライドック」に関する詳細な観光情報を入手しようと市ホームページにアクセスしたところ、指定ページが存在せずエラー画面が表示された。

AR 技術（Augmented Reality：拡張現実）を活用するためには専用アプリケーション「Aurasma（オーラズマ）」をインストールする必要があるが、業者によるその



アプリケーションの運用が終了したことでサービス提供が行われなくなったことにより、AR 技術を活用することができなくなり、市のホームページ上でアクセスできなくなったことが原因である。

観光客は、横須賀製鉄所（造船所）の歴史やドライドックを知ろうと、当該説明板から AR 動画を閲覧しようとするが現在では閲覧できない状態にある。

説明板自体に記載されている情報は大変有意義な内容であるので、AR 技術を使用するマークや QR コードなどの使用できない箇所の表示を隠すなどして、使用できないことを観光客に知らせるための適時適切な処置を講ずることが望まれる。

#### 意見 14 「事業遂行上の他部署との連携の必要性について」

ヴェルニー公園内の説明板から AR 動画を閲覧しようとするが現在では閲覧できない状態になっている。

この動画は、市の広報よこすか内で提供されており、その運営・管理は市長室広報課が所管している。他方、説明板自体の管理は文化振興課が所管している。本件は監査人が現場視察を通じて市担当者へ質疑を行うことで市が初めて認識した事案であり、これまで使用できない状態のままであった。

この点、市長室広報課において AR 技術を使用するための専用アプリケーション「Aurasma（オーラズマ）」が使用できなくなったことを把握した時点で、観光情報のコンテンツを所管している文化振興課へ伝達をして、説明板における AR 動画の提供ができなくなった旨の連絡があればその時点で何らかの対処ができたことと考えられる。

本件のように、複数の部署が関連する事業内容に関しては部署間の相互連携を図り、適時かつ適切に観光情報が観光客へ発信される仕組みを検討することが望まれる。

なお、市は AR 技術を活用した観光情報の提供に代えて、2018 年度から 2020 年度にかけて「ルートミュージアム構築によるにぎわい創出事業」（ストリートミュージアム）として体験型 VR（Virtual Reality：仮想現実）観光アプリケーションを開発している。これは、日本の近代化の幕開けである黒船来航やペリー上陸、横須賀製鉄所と砲台などに関して VR 技術を活用して観光情報を体験型で提供するものである。当時の横須賀の姿を VR と街歩きにより体験ができる。

VR 技術の活用による観光情報の提供は、2021 年度に開館が予定されている「横須賀市近代遺産ガイダンスセンター」（仮称）やペリー公園、ペリー記念館等のサテライト施設との有機的に繋がりを持たせることにより、集客の促進が期待される。

## 4 (商業振興課) 所管事業

### 4-1 横須賀市プレミアム付商品券事業

#### 意見 15 「プレミアム付商品券事業に係る経費について」

本事業の 2019 年度決算額 453,597 千円のうち、商品券プレミアム分に対する補助金 137,050 千円を除く経費が 316,547 千円であり、事業費総額の 7 割近くを占めている。内閣府が 2020 年 12 月に公表した「プレミアム付商品券事業の実績に関する報告書」によると、国全体の平均では事業費総額に占める事務経費の比率は 57.1% (事業総額 1,026 億円のうち事務経費は 586 億円) であり、市の事務経費は全国平均と比べて高くなっている。本事業は国の施策として全国の市区町村において実施され、経費は原則として全額国の補助対象となるため、市の財政負担は生じないが、国民の税金を基にした事業であるため、経費割合の高さは大きな課題である。

確かに、補助金交付要綱等に従って予算執行する必要があるため、市の裁量の余地は少なく、準備期間も限られていたことから、必ずしも市の対応に落ち度があったとは言えない。しかし、今般のコロナ禍においても、国の施策による同様の事業が実施されているところであり、市は、事業の実施主体として、今後同様の事業を実施する場合に備えて、より効果的・効率的な事業の実施方法を検討されたい。

### 4-2 商業振興対策事業

#### 意見 16 「収支明細書の金額の訂正方法について」

商店街にぎわいづくり事業補助金について、補助対象事業完了後に商店街団体から「実績報告書」及び「商店街にぎわいづくり事業収支明細書」(商店街にぎわいづくり事業補助金交付要綱 第 2 号様式。以下「収支明細書」という。)等を提出させ、補助金額の確定を行っているが、収支明細書に記載の決算額(科目別の内訳及び合計金額)について手書きで修正されているものが散見された。市によると、補助金額に影響を及ぼす修正については、収支明細書の再提出を求めているということであり、今回発見した手書きの修正は、補助申請額を超える部分での修正のため、結果的に補助金額に影響を与えるものではなかったが、補助対象事業の決算額は補助金額に直接影響し得る情報であり、不正防止等の観点から、訂正を行う場合には、申請者が訂正印等を押す必要がある。

#### 意見 17 「収支明細書の様式について」

商店街にぎわいづくり事業の補助金額を算出するためには、(図表 4 I -4-5)に記載のとおり、対象事業ごとの①補助対象事業費、②控除額、③補助率、④補助限度額の情報が必要になるが、現状の実績報告書及び収支明細書には、②控除額、③補助率、④補助限度額及び補助金の計算過程が記載されていない。現状の様式では、

決裁者等が補助金額の妥当性を確認するためには、要綱等を基に都度再計算を行わなければならないため、業務の効率性及び確実性の観点から、収支明細書等に補助金額算出の計算過程を明記すべきである。

#### 意見 18 「補助メニューの妥当性について」

商店街にぎわいづくり事業の 4 つの補助メニュー（①にぎわいづくりイベント事業、②集客力向上モデル事業、③商店街地域連携共同事業、④商店街地域資源活用事業）のうち、③商店街地域連携共同事業及び④商店街地域資源活用事業の直近 5 年間の利用実績は、それぞれ 1 団体のみとなっており、予算額が十分に活用されていない。これに対し、市は 2019 年度より上記②～④の予算を 1 本化して弾力的に運用しているが、利用状況に大きな変化はない。補助金が活用されていない原因を把握し、活用されるためにどのような改善策が必要か、または、商店街の活性化にとってより有効な施策がないか等検討されたい。

#### 4-3 中心市街地活性化事業

特に指摘する事項はない。

### 5 （観光課）所管事業

#### 5-1 観光立市推進事業

#### 意見 19 「シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る検討過程の記録について」

市は、マリンレジャー拠点の創出及び普及促進に向けた調査・分析報告書を踏まえ検討を進め、調査結果を受けて「シーカヤック」及び「スタンドアップパドル(SUP)」の普及に向けた方針を打ち出しているが、その検討過程に関しての会議録や検討資料等の資料が存在しない。

市行政として、今後の具体的な施策や事業計画の立案へ結びつけるため、また対外的に普及活動の方針や状況を説明するためにも、調査結果を受けて検討した過程や結果、課題等を示した会議録や検討資料を作成して保管されることが必要である。

#### 意見 20 「シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る具体的な目標設定及びスケジュールの策定について」

市は、マリンレジャー拠点の創出及び普及促進に向けた調査・分析報告書を踏まえ検討を進め、調査結果を受けシーカヤック及び SUP の普及に向けた検討を進めているが、具体的な目標の設定及びスケジュールが策定されていない。

目標設定がされていない場合、当該事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうか

か、関連する支出が適当であったかどうかを判断し、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に結びつけることが困難であると考えられる。何らかの目標管理が必要であり、目標に向けた具体的な施策が求められる。また、目標の実現に向け、各年度にどのような事業内容を実施するのかをプランニングしスケジュール化することにより、現状の進捗状況を把握することができ次年度に取り組むべき課題の明確化、改善行動に結びつけることができるようになる。

事業の目標としては、各年度に実施すべき事業内容を具体化し、可能な限り実施件数や進捗率など定量的に測定できる指標を設定することが有用である。その上で、実績値との比較検討を行うことで事業の進捗状況や課題を把握されたい。

#### 5-2 セールスプロモーション事業

特に指摘する事項はない。

#### 5-3 集客プロモーション事業

##### 指摘5 「出張命令書の承認漏れについて」

集客プロモーション事業に係る2019年11月の出張命令書において、担当課長等の押印がなされていないものがあった。原因は押印漏れとのことであるが、適宜に決裁がなされているとは言えないため、決裁行為のルールへの順守を徹底する必要がある。

#### 5-4 観光団体助成事業

##### 指摘6 「補助金支出事業に関する変更申請について」

市が助成する「よこすか開国祭」（当初予算額60,449千円。2019年5月（開国Dan'cin）および8月（花火大会）に開催）において、花火大会時にうみかぜ公園で恐竜パークが開催されていたため追加コスト（6,858千円 平成ふ頭特別観覧会会場費）が発生した。市の補助金等交付規則第6条「事業計画変更」の承認等では、事業計画を変更する場合は「すみやかに事業計画変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない」とされている。

しかし、当該状況の変化が判明した段階でのやり取りや、当該追加コストにかかる市としての認識に関する文書が存在せず、横須賀市観光協会から事業計画変更申請書を受け取ったのは2020年3月2日であった。

本件は横須賀市観光協会への補助金であり、他の助成事業とあわせて一括して交付を行うため、追加支出の要否がある程度確定するまでは申請の遅れを許容したという事情はある。しかし、本来追加の補助金を支払うか否かは個別の助成事業ごとに検討すべき事項であり、事業計画変更申請書は市として補助金を支出する合理性

や妥当性を検討するために必要な資料であることから、提出の遅れを許容すべきものではない。

市は、上記規則に則り、計画の変更を認識した段階で事業計画変更申請書を入力し、補助金の変更の要否について検討することが必要である。

## 5-5 観光情報誌等

### 意見 21 「観光情報誌等の役割の明確化について」

市は、観光マップや観光ガイドブックなど複数の観光情報誌等により観光情報を発信している。観光客はそれぞれの観光情報誌等により有用な観光情報を入手することができる。

一方、観光情報誌等はその目的やコンセプトが異なることから多種多様なものが存在しており、内容に関しては重複している部分も多い。その結果、観光客は複数の観光情報誌等に記載されている多くの観光情報の中から自らが取捨選択する必要があり、本来必要とする観光情報を入手する機会を逸することも考えられる。

ターゲットとすべき観光客や情報の目的、役割、内容を整理し明確化することにより、観光客自らが望む観光情報を入手できるよう、全庁レベルで観光情報誌等の作成方針を定め、関連する部局間の連携・調整を図りつつ、観光情報を集約・整理することが望まれる。

これにより、観光客にとってより有用な情報が発信できることに加え、印刷費用等の印刷物の発行コストを抑えることもできよう。

## II 港湾に関する事業の実施状況

### 1 (港湾企画課) 所管事業

#### 1-1 横須賀港港湾計画改訂事業(再興プラン事業)

##### 意見 22 「資格要件の確認について」

港湾の調査等の契約においては、その仕様書で、主任技術者が資格を有することを求める場合が多々ある。その際、資格を証するものとして「技術士登録証」や「登録証」と題する書面が提出されている。複数の契約で、登録証等の作成年月日が平成10年や同19年等、10年以上前のものの写しが提出され、中には、登録を証明した法人の正式名称が社団法人から公益社団法人に変更されているにもかかわらず、社団法人のまま提出されているものも存在した(「横須賀港港湾環境現況調査業務」「横須賀港長期構想検討業務」)。

確かに、一度資格を取得すれば、その後もこれを保持しているのが通常である。しかし、技術者も何らかの理由で資格を失う場合がないわけではない。また、主任技術者等は、契約内容を遂行する上で、重要な役職にある。

したがって、資格を証するものについては、証明書の有効期間を設けるなどして、より厳格に確認するべきである。また、市においても主任技術者等の資格についていかに最新の状況を把握できるかなどについてさらに検討されたい。

##### 指摘 7 「成果物の紛失について」

業務委託契約(「横須賀市港湾部管理施設等無人航空機写真撮影業務委託契約」)の成果物として電子データ CD-R で納品されたうちの一枚が紛失していた。市によれば、写真は複数の CD-R に分けてすべて納品されたが、データを課のコンピューターにコピーし、その後は、主にコンピューター内のデータを用いていたため、CD-R の紛失に気付かなかった。紛失した CD-R はおそらく市のいずれかの課に貸与し、戻ってきていないものと思われるとのことであった。

しかし、CD-R は電子データである電磁的記録を内蔵するものであるところ、市職員が取得した電磁的記録は公文書にあたり(公文書管理規則第2条第1号)、公文書の所在は把握できる状態にしておかなければならない(同第3条第1項)。

したがって、今後は成果物の管理には、より一層注意されたい。

なお、市は、紛失に気づいた後、再発を防止するため、成果物等の管理ノートを作成したとのことである。

##### 意見 23 「損害保険加入証明資料の紛失について」

業務委託契約(「横須賀市港湾部管理施設等無人航空機写真撮影業務委託契約」)の仕様書において、賠償責任保険への加入を要件とするものがあったが、契約関連書類として、賠償責任保険加入を証する書面が綴られていなかった。市によれば、

契約締結当初は存在したが、どこかの時点で紛失したと思われるとのことであった。

しかし、賠償責任保険加入を証する書面は、契約締結の際取得した文書であることから、公文書に当たる（公文書管理規則第2条第1号）。そして、公文書は、所管課等の事務事業ごとに分類、種別ごとに整理し、保存するものとされている（同規則第5条第1項）。したがって、今後は、公文書の整理、保存を徹底されたい。

なお、本件においては、市は、紛失が発覚した後、契約締結業者から、新たに賠償責任保険の加入を示す書類を取得している。

#### 意見 24 「港湾計画の掲載方法について」

市はホームページにおいて、2005年3月に策定された横須賀港港湾計画の改訂（行政計画）である横須賀港港湾計画（2016年3月改訂）を掲載している。

2016年改訂版は、施設配置計画に関し、何枚かの図面を掲載しているものの、その他の部分は、市港湾計画の記載方法同様、何ページにもわたってもっぱら文章形式で記載されている。そのため計画の内容（特に全体像）が理解しにくく、またどこが改訂されたのかもわかりにくい。

そこで、例えば計画内容の概要一覧を作成したり、また改訂版においては、新旧の計画を対比する形式をとるなどして、港湾計画の内容又はその変更等がより市民に伝わりやすい記載となるよう、なお一層工夫、努力されたい。

なお、市によれば、次回の改訂においては、より分かりやすくするため、パンフレット等の作成を検討しているとのことである。

#### 意見 25 「港湾審議会議事録参考資料について」

港湾法は、市が港湾計画を定め、又は変更するときは、横須賀市港湾審議会の意見を聴かなければならないと定めている。そのため、市は、2005年1月27日以降の港湾審議会開催経過並びに各回の議事録及び資料目録をホームページで開示している。ここで、資料目録記載の資料について、「資料は本館2号館1階、市政情報コーナーでご覧になれます。」と記載するにとどめ、URL情報の開示などは行っていない。

その理由について市に確認したところ、港湾審議会の資料はページ数が多いものや、大判図面を含んでいること等から、ホームページ等での開示には馴染まないと考えている旨の回答があった。

しかし、市庁舎に出かけなければ閲覧できないというのでは、情報提供の手段としてあまりに限定的である。そして、議事内容をできるだけ正確かつ詳細に理解するためには、資料目録だけでなく、その内容の確認も重要である。また、資料が条例などの場合は、市のホームページ（例えば例規集）にその内容が掲載されているのだから、そのような場合には、既存のURLを掲載すれば足りるはずである。

したがって、資料目録記載の資料については、その URL を記載したり、また大判図書についても、容易かつ見やすい方法で情報提供できるよう、必要に応じてシステムを改良するなどして、市民が資料により容易にアクセスできる環境を整えるべきである。

#### 1-2 横須賀港官民連携基盤整備推進事業

当初市は、新規フェリー就航が予定されている横須賀港新港地区に関し、2019年度にその基盤整備等検討調査業務を行うことを予定していた。

しかし、横須賀港新港地区をすでに利用していた事業者（以下、本項においては「既存利用者」という）から新規フェリー運航に対し、反対意見が出されるなど、新規利用予定者と既存利用者との調整が難航していた。

そして、2020年10月には、既存利用者のうちの1者から行政訴訟を提起されるに至っている。

そのため、本事業については、監査の対象とすることは控え、上記事実の記載に止めることとする。

#### 1-3 その他

特に指摘する事項はない。

### 2 (港湾総務課) 所管事業

#### 2-1 港湾施設使用料

##### 2-1-1 設定等

#### 意見 26 「港湾施設使用料の算定方法について」

港湾施設使用料の見直しについては、2020年4月1日に消費税率引き上げを理由とした改定が行われている。当該変更は、消費税相当額の変更であり、港湾使用料本体の金額については実質的に見直しが行われていない状況が継続している。

インフラの老朽化に対応する策として、長寿命化の観点から維持管理に係る費用が増加している状況や、今後他の港湾管理者が使用料を改定する可能性があることなどを考慮すると、定期的に港湾施設使用料の改定に関する検討を行うことが必要である。

そのためには、所管課は2019年7月に定められた「公の施設の使用料に関する基本方針」に従って港湾施設使用料の算定方法を定める必要がある。そしてこの算定方法に基づきあるべき港湾使用料を算定し、港湾施設使用料の改定について検討することが必要である。

具体的には、下記のような検討等が必要となる。



- i) 港湾施設が「施設の性質別負担割合について」の分類において、どこに帰属するかの決定に関する検討を行い、検討過程も含めてその記録を残す。
- ii) 港湾施設使用料で賄うべき対象原価の範囲に関する検討を行い、その記録を残す。
- iii) 他港が港湾施設使用料を変更した際に、使用料を調整する必要があるが、対象とする港を明確にし、その港の使用料に対する市の単価設定の方向性について検討を行い、その記録を残す。

#### 意見 27 「収支報告の活用について」

市は港湾法第 49 条第 1 項に基づく収支報告を毎年適切に行っているが、その収支報告を活用する仕組みが構築されていない。

例えば、意見 26「港湾施設使用料の算定方法について」に記載の「港湾施設使用料で賄うべき対象原価の範囲」を収支報告の「経営関係管理費」の費目と関連付けるなど、収支報告の活用を検討する余地がある。

また、横須賀港及び近隣の港との比較することも有用である。例えば、近隣港湾の収支報告と横須賀港の収支報告に記載されている各項目を比較し、横須賀港の特徴を収支報告の分析から明確にすることや、経営関係管理費に占める施設使用料及び役務利用料の割合を算定し、今後の使用料改定の要否の検討に使用することも一考である。

#### 意見 28 「消費税率の引き上げに対応する港湾施設使用料の適時の変更について」

2019 年 7 月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を定めたため、市は 2020 年 4 月 1 日に港湾施設使用料を含む利用料金を一括で改定する可能性があった。この影響を受けて、短期間で複数回の改定が望ましくないとの理由で、消費税率変更時の 2019 年 10 月には港湾施設使用料を含む利用料金の変更を行わなかった。

確かに短期間で①消費税率の変更に伴う改定と②「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく改定の 2 回の変更を行うことは、港湾利用者にとって望ましいことではない。しかし、①の改定については、港湾使用料本体の金額に影響を及ぼす変更ではなく、予め決まっていた制度的な変更である。一方②の改定については、港湾使用料本体の金額に影響を及ぼす変更であり、十分な検討のもと行われるべき変更である。つまり①と②については、別個の要因による単価の改定であり、切り離して考えることで、適時に港湾施設使用料を変更するべきであった。

将来的な消費税率の変更がないとは言い切れないため、今後については、他の多くの港湾管理者同様に消費税率の改定と同じタイミングで港湾施設使用料の改定を行うことが望ましい。

#### 意見 29 「消費税率改定時の円単位未満の単価設定について」

消費税率が引き上げられたにもかかわらず、使用料の単価を円単位までと設定し、円単位未満の端数を切り捨てた場合には、実質的に港湾施設使用料の本体価格を値引く結果となってしまいます。その結果、消費税率引き上げと同時に本体価格の端数部分を調整した場合と比べると機会損失が生じている。

実際に岸壁使用料の計算を行う際には、単価にトン数や時間を乗じて計算するし、港湾施設は反復して利用されることから、単価の端数部分ではあっても、使用料全体に与える影響は大きくなることが見込まれる。

今後、岸壁使用料などの港湾施設使用料の円単位以下の単価設定については、過去の経緯を踏襲し円単位までとするのではなく、消費税率が変更された場合であっても、本体価格に影響を及ぼさないように銭単位までの設定について改めて検討することが望ましい。

#### 意見 30 「例規集記載の横須賀港湾施設使用条例の更新について」

市のホームページにおける港湾施設使用料の周知の状況を確認したところ、港湾施設使用料の改定については（図表 4Ⅱ-2-4）の「新旧対照表」という形式で記載されていた。一方、横須賀港港湾施設使用条例自体は、市のホームページ上の例規集において更新がなされておらず、2020年9月末時点においても別表に旧料金が記載されている状態であった。港湾施設使用料を確認する際に、例規集を先に見た場合には、港湾施設使用料を誤認する可能性が高い。

所管課によると、例規集の更新には条例の場合 6～9 か月、要綱の場合 1 年半以上の時間を要している状況であるとのことである。しかし、適時に情報が更新されない場合、市民や港湾利用者が誤認する可能性があるため、速やかな更新対応が望まれる。

### 2-1-2 債権管理

#### 指摘 8 「債権管理条例に規定された徴収計画の未整備について」

債権管理については、債権管理条例等によってルールが定められている。横須賀市債権管理条例第 3 条では、債権管理のために台帳を整備し、徴収計画を策定することを求めている。

所管課においては、港湾使用料に関する債権管理を行うための台帳の整備を行っているが、徴収計画を策定しておらず、督促状送付や電話による催告などの業務について、属人的な対応となってしまっている。

債権の徴収計画を整備し、横須賀市債権管理条例を遵守し債権管理を行う必要がある。

### 意見 31 「債権管理業務の体制構築の必要性について」

2014年以前は港湾使用料に関する債権の滞留がなかったこともあり、所管課内における債権管理に関するノウハウの蓄積が十分ではない。そのため、債権回収担当者の業務経験や専門知識の不足、異動の際の不十分な引継等を起因として場当たりの対応、債務者とのコミュニケーション不足などを誘発してしまう状況にある。

また、債務者に関する情報の集積も不十分であり、債務者の決算書や税務申告書等の入手を行っていなかった。

このような場当たりの対応や債務者とのコミュニケーション不足を回避し、債務者の経済状況を理解してその状況に応じて適切に対応するように、前述の「徴収計画」の整備に加え、納税課等との連携強化を図ること、回収業務のチェックリストを作成することなど、法令等を遵守した債権管理業務を的確に実行できるような仕組みを構築することが望ましい。

### 意見 32 「債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱に基づく納税課への移管について」

市は、未収債権の徴収を効率的かつ効果的に行うため、「債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱」を定めている。

港湾使用料に関する債権については、最近になって滞留が生じてきているものの、件数が少ないため過去からの所管課内における債権管理のノウハウの蓄積が不十分な状況にある。また、通常業務に加えて、効率的かつ効果的に債権回収に関する業務を行うことは、現状の限られた人的資源の中では難しいとも考えられる。

そこで、現在徴収が困難となっている港湾施設使用料に関する債権は、「債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱」第3条に記載の「強制徴収債権」に該当するため、指摘8や意見31を踏まえて適切な債権管理を行い、第3条第1項第1号から第3号の要件を充足したうえで、債権徴収事務を納税課に移管することについても検討することが望ましい。

#### ○債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市債権管理条例(平成22年横須賀市条例第12号。以下「条例」という。)第3条に規定する徴収計画に基づき実施する市の未収債権の徴収を効率的かつ効果的に行うための債権徴収事務の一元化に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、条例の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 未収債権 条例第4条の規定による督促を行った債権であって、当該債務について履行期限までに完全に履行がなされていないものをいう。

(2) 滞納者 未収債権の債務者をいう。

(3) 移管 未収債権の徴収に係る事務の所管を当該未収債権を所管する課等(以下「債権所管課」という。)から税務部納税課(以下「納税課」という。)に移すことをいう。

(移管の対象)

第3条 移管の対象となる未収債権は、次に掲げる基準に該当する強制徴収債権とする。

(1) 債権所管課が督促、催告、交渉等について相当の努力を行っていること。

(2) 原則として過年度の未収債権であること。

(3) 滞納額が債権所管課が所管する債権の中で高額であること。

2 前項の規定にかかわらず、税務部長が移管することが適当であると認める強制徴収債権の未収債権は、移管の対象とする。

### 2-1-3 支払猶予

意見 33 「新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設使用料の支払猶予についての周知等について」

「新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設使用料の支払猶予について」の利用実績について確認したところ、所管課から利用実績がないとの回答を受けた。

そこで、当該制度の周知方法について確認したところ、まずホームページで周知を行い、「横須賀港運協会」に制度創設を口頭で説明し、相談があれば個別に対応を行う方針であったとのことである。

また、利用のための要件については、特に定めておらず、基本的には申請者全員に猶予を行う方針であったとのことである。

ホームページ上では、「新型コロナウイルスの影響で、港湾施設使用料（給水・給電を除く）の料金を納期に支払うことが難しくなった利用者」に対し猶予するとしているが、港湾利用者に対して周知を十分に実施するためには、「横須賀港運協会」に制度創設を口頭で説明することに加えて、港湾施設各所に掲示をする、納付書の送付時に申請書を添付するなどの工夫を行うべきであったと考えられる。

また、他港においては、具体的な適用要件を明らかにしている港湾管理者も存在しており、利用者視点では予め基準を明確にしてもらった方が制度利用の可否がわかりやすい。

今後災害や疫病によって支払猶予を行う際には、今回の経験を踏まえて周知の方法の多様化を検討するとともに、支払猶予の制度の利用要件について予め明示することを検討することが望まれる。

### 2-2 港湾施設運営経費

指摘 9 「横須賀港港湾管理業務及び港湾管理業務委託業務に関する業者からの報告書の提出確認について」

「作業終了書発行報告書」は横須賀港港湾施設管理業務仕様書第 14 条に定める業務報告書の一部であり、その月の作業終了を事後的に確認するために必要な書類であることから、業務報告書の提出時には、提出物をリスト化するなど漏れがないことを十分に確認する必要がある。

## 2-3 港湾施設管理事業

### 指摘 10 「収支決算書における保険料の決算額について」

保険料の予算額と決算額との差異については、実施結果に前述しているが、指定管理者の交代における前指定管理者と現指定管理者との保険料相当額の最終的な負担は、市には関係がなく、2019 年度の施設賠償責任保険の保険料については、前指定管理者が実際に支払いを行っており、対象期間である 2019 年 4 月 1 日からの 1 年間について施設賠償責任保険に適切に加入していることから、前指定管理者が本来 2019 年度の収支報告において計上すべきものである。

したがって、収支報告における保険料の決算額に計上漏れがあるため、指定管理者に修正を依頼する必要がある。

### 意見 34 「収支決算書における人件費の範囲について」

2019 年度の管理経費の収支状況（収支決算書）の人件費の中に慶弔費が入っていたが、これは収支予算書に人件費の具体例として記載されている給与手当、法定福利費や退職給与引当金に該当しないため、収支報告に計上可能な支出ではないと考える。

所管課からは、実施結果に前述していると通りの回答を受けたが、指定管理業務に直接関係しない慶弔費については、指定管理料の収支決算書に計上可能な支出としては適切ではなく、少なくとも収支予算書に人件費の定義が示されているのであれば、計上が認められる支出ではないものと考えられる。

### 意見 35 「指定管理者団体の決算書の分析について」

指定管理者団体から提出される決算書については、その内容の理解を進め、比較・検討すべきポイントを明確化することにより、所管課による決算書の検証を十分なものとするため、決算書の統一的なチェックリストを整備し、チェックした結果を文書として残すことが望ましい。

### 意見 36 「指定管理者から提出される経営状況を説明する書類に対する期限管理について」

指定管理者の経営状況を説明する書類として定められている指定管理者団体の決算書については、4 月までの提出が困難である。これは指定管理者の株主総会の開

催日程等を考慮すると4月末日までの提出が難しく、仕様書に記載されている例外に該当するため、5月以降の受領でもやむを得ないものである。

ただし、2019年度の指定管理者団体の決算書については、受領印がないため、いつ資料を受領したのかが明確になっていない。決算書を受領する場合には、受領印を押し、提出日について明確にしておくことが望ましい。

## 2-4 漁港維持修繕事業

### 意見37 「随意契約理由書の記載について」

「秋谷船舶保管施設管理事務所小破修繕」「秋谷船舶保管施設業務用倉庫小破修繕」の両契約については、緊急性の観点から見積書を1者のみから徴収したと所管課から回答を受けたが、随意契約理由書には、適用法令として地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、適用規則として契約規則第21条第6号に該当する少額の契約である旨の記載がなされていたのみである。

緊急性を理由として見積書の徴収を1者のみとしたのであれば、随意契約理由書に「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当する」旨を記載することが適切である。

なお、当該契約は修繕の請負契約であるため、随意契約理由書の適用規則欄については、「契約規則第21条第6号」（業務委託契約）ではなく、「契約規則第21条第1号」（工事、修繕、印刷製本又は製造の請負契約）と記載するべきであった。

### 指摘11 「工事の検収について」

「秋谷船舶保管施設管理事務所小破修繕」の事例のように、工事請負業者からの報告資料である「工外用アルバム」などの提出物について内容を適切に確認しないと、日付の矛盾から工事の完了日について偽装したのではないかとの疑いを招くおそれがある。したがって、所管課として検査書を発行する前に内容確認を適切に実施し、時系列等に矛盾がないことも含めて十分な検収確認を行わなければならない。

## 2-5 船員法第104条に基づく事務（法定受託事務）

### 指摘12 「雇入（雇止）届出書の記載について」

雇用契約の成立等の届出に関する船員法施行規則第19条及び第20条関係書式として定められている第六号書式（以下「六号届出書」という）下段の「記載心得5」によれば、六号届出書の備考欄には、雇入の場合は、「新規雇用」、「社内転船」などの別、雇止の場合は、「退職」、「解雇」等の別を記入することになっている。

しかし、市作成の2019（令和元）年8月6日付「雇入・雇止手順書」と題するマニュアルには、備考欄にはスタンプを押し旨の記載がされており、実際これに従い、

本届出書の備考欄には Seafarers Labor Office の受領印を押す取り扱いを行っている。

市によれば、新規雇用、社内転船などの記載は船員手帳にも記載されるので、本届出書の備考欄には重ねて記載していないとのことである。

しかし、船員手帳は船員が保有する物であり、他方六号届出書は行政機関へ提出し、管理されるものである。とすれば、船員手帳への記載が、届出書への記載を免れる理由にはならない。また、特に雇止の原因は船員にとって重要な事項である。

したがって、速やかにマニュアルの修正を行い、六号届出書の記載心得に従った記載方法に改める必要がある。

## 2-6 資産管理

### 意見 38 「公有財産調書と固定資産台帳の整合性について」

2018 年度末の土地・建物の数量(m<sup>2</sup>)について「公有財産現在高状況報告書」と「固定資産台帳」を突合したところ、土地について 2 件期末数量が合わないものがあった。

「公有財産現在高状況報告書」を登記簿から作成することに法的な根拠はないのであれば、「公有財産現在高状況報告書」から作成され、決算で外部に公表される資料のひとつである「財産に関する調書」も市の所有する財産をより正確に報告すべきと考えられ、実測値の固定資産台帳の数字のほうがその目的に合致すると考えられる。

また、総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引」によれば、固定資産は地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠ことや、将来的には一体的な管理を行えることが効率的な資産管理という観点からも望ましいとされている。

よって、同じ内容のものについては一致するような管理体制を構築すべきである。

### 指摘 13 「港湾台帳の事業費総額の誤りについて」

2017 年度に完成した大津港口防波堤について、港湾台帳に記載の事業費総額(357,054 千円)と、固定資産台帳上の取得価額 439,938 千円が異なっていた。

所管課によれば、単純な計算誤りとのことである。今後の集計誤りが起きない体制の構築が望まれる。どちらか一方を先に決定し、そこから金額等を転記すれば正確性が担保される。

### 意見 39 「港湾台帳の事業費(総額)欄の記載タイミングについて」

2018 年度に完成した新三笠棧橋及び走水本港港口防波堤について、港湾台帳の事業費(総額)欄に金額の記載がなかった。固定資産台帳には、取得価額としてそれ

ぞれ 118,459 千円、378,874 千円が計上されている。

完成して固定資産台帳に計上した場合には漏れを防ぐために同じタイミングで港湾台帳のほうへも記載したかチェックする体制を整備すべきである。

#### 意見 40 「固定資産台帳の管理番号について」

同一の資産については、固定資産台帳にできるだけ港湾台帳と同じ管理番号を記載するようにしているが、2018 年度に完成した新三笠棧橋及び走水地区防波堤 5 については、固定資産台帳への管理番号の記載が漏れていた。所管課によれば、港湾台帳に管理番号が割り当てられるよりも前のタイミングで固定資産台帳が作成されるからとのことである。

完成時を逃すと遡って調べるのが大変になるので、チェック作業の効率化のために工事が完了した段階で適時に港湾台帳に管理番号を付した上で、固定資産台帳に漏れなく転記すべきである。

#### 指摘 14 「港湾建設課から財産管理課への漏れのない報告について」

港湾台帳記載の久里浜 1 号浮棧橋から 4 号浮棧橋について、港湾建設課から財産管理課への報告が漏れていたため、固定資産台帳上、本勘定にも建設仮勘定にも計上がなかった。

久里浜 1 号浮棧橋から 4 号浮棧橋は実際に存在しており、公有財産の動産の一項目であることから、報告漏れのない仕組みを構築する必要がある。

#### 意見 41 「部分完成の場合の建設仮勘定から本勘定への振替タイミングについて」

固定資産台帳では、予定した事業施設全部が完成しないと建設仮勘定から本勘定への振替が行われていないが、総務省作成の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引」では、振替部分を独立して算定できる場合は、その金額を計上するとあるため、原則として完成部分を本勘定に振替えて固定資産台帳に計上すべきである。

#### 指摘 15 「固定資産台帳の取得日と供用開始日の整合性確保について」

2018 年度の固定資産台帳を閲覧したところ、供用開始日が取得日よりも前になっている不自然なものがあった。所管課に確認したところ、供用開始日の登録が勘違いによる誤りであった。

減価償却の計算も供用開始日から計算されているため、減価償却費の計算にも影響があるので、固定資産台帳の新規登録資産については、その内容について正しく登録がされているかの確認作業が必要である。



#### 意見 42 「固定資産台帳の取得価額の範囲について」

現在、固定資産台帳には、工事で取得した資産の取得価額については、工事請負費のみが計上されており、その工事をするための調査委託費や設計委託費など、その資産取得にあたり必要な経費の一部が取得価額に含まれていない。固定資産の取得価額にどこまで含めるかについては、財産管理課が各所管課に「固定資産台帳の異動報告について」を配布し、その中で費用化せず固定資産として取得価額に含めて計上すべきものについて「資本的支出の例」として周知はしている。

しかし、所管課では判断が難しい場合がある一方で、所管課で作成される「固定資産台帳異動報告書」でいったん取得価額が決まるとその後訂正される機会がない。

取得価額の範囲についてのルールの周知を徹底するとともに、その後のチェックの体制の構築が望まれる。

#### 意見 43 「会計システムから出力される歳出予算整理簿の表記について」

監査対象になっている事業の会計システムから出力される歳出予算整理簿を検討していた際に、今年度から運用が開始された新システムから出力される「歳出予算整理簿」では、繰越明許があった場合にその繰越明許額が支出命令額欄に記載され、支出命令が実際にはないのに支出命令額の欄に繰越明許額が記載され、さらに支出命令額の合計額にも含めて記載されていることが発見された。

支出命令額の合計欄には、誤解を招かないように実際に支出命令があった分の合計額が記載されるべきである。

市ではこれまで使用してきた会計システムのバージョンアップに伴い、2020年度予算から旧システムを新システムに移行した。2020年4月1日から9月30日までの半年間は並行稼働し、2020年10月1日からは完全に新システムに移行した。経費節減のためにパッケージの標準仕様をできるだけそのまま使うようにしている。システム会社によれば、他の自治体からの要望も踏まえ、繰越明許額についても歳出予算整理簿上で明示するように機能強化したもので、繰越明許額が支出命令額に表示されることはエラーではなく、仕様とのことである。

しかし、繰越明許額が明示されるのは改善としても、支出命令額でない、繰越明許額が支出命令額の合計欄にも含まれることは支出命令額合計の判断を誤る可能性があり、集計されるべきではない。今後のシステム改修の際には、修正することが望ましい。

### 3 (港湾建設課) 所管事業

#### 3-1 港湾施設長寿命化計画事業

特に指摘する事項はない。

3-2 漁港施設長寿命化計画事業

特に指摘する事項はない。

3-3 大津地区港湾海岸高潮対策事業

特に指摘する事項はない。

3-4 港湾海岸保全施設長寿命化計画事業

特に指摘する事項はない。

3-5 漁港海岸保全施設長寿命化計画事業

特に指摘する事項はない。

3-6 北下浦漁港海岸侵食対策事業

特に指摘する事項はない。

3-7 野比地区港湾海岸侵食対策事業

特に指摘する事項はない。

## 第5 まとめ

### I はじめに

本報告では、観光及び港湾に関連するそれぞれの財務事務の執行等という2つの監査テーマとし、本文第2で整理したように、15個の指摘と43個の意見を報告した。以下、「II 報告のまとめ」においては、それぞれのテーマ領域ごとに総括的な説明を行った。本文が前提となる情報や説明を多く含み長くなっているため、端的に本文の趣旨を汲んでいただくのに役立つのであれば幸いである。また、「III 内部統制の観点から」においては、内部統制の4つの目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行 ②財務報告等の信頼性の確保 ③業務にかかわる法令等の遵守 ④資産の保全）に照らして、指摘・意見の各項目がどの目的の阻害要因となっているのか分類してみた。目的に照らしてみることでひとつの意見でもいくつかの目的と関連のあることがわかる。また、課題の所在が明確になるので、併せてご参照いただきたい。

### II 報告のまとめ

#### 1 観光に関する事業

横須賀市では「観光立市推進基本計画」（2016年度～2025年度の10年間）を策定し、その進行管理やターゲットの設定を行い、基本戦略の具体的な施策を示す「横須賀市観光立市推進アクションプラン」（2017年度～2021年度の5年間）によって具体的な取り組みを定めている。市は、観光立市推進基本計画及びアクションプランを確実に実行して、計画終了年度である2025年度までに観光客数1,000万人を達成することにより、地域経済を活性化させ、636億円の観光消費額を目標としている。

上記の施策を推進するのが文化スポーツ観光部であるが、横須賀市再興プランに掲げた「目指すまちづくりの3つの方向性」の1つである「音楽・スポーツ・エンターテインメント都市」を早期に実現するため、2018年度に関係する課等を集約・再編して設置された部局である。音楽、スポーツ、エンターテインメントだけでなく、歴史、海、食などの地域資源を最大限に活用し、関連施策を一体的に推進することで、観光客数の増加、観光消費額の拡大、市のイメージ向上につなげ、地域経済の活性化、ブランド力の向上を図ることが期待されている。

その様な事業特性から、PDCAサイクルが適切に運用されているかの観点から、定量的な目標設定や具体の事業スケジュールの設定等により実効性を高める工夫が必要である。実効的に回せる具体のスケジュールや内容を含んだ計画策定を目指すことが望まれる。また観光振興施策を推進するためには、様々な観光資源を所管する教育委員会、環境政策部、港湾部や広報といった関連部局との全庁的な連携強化

や、更には「横須賀市観光振興推進委員会」等を通じた庁外の観光関連事業者との連携強化や、市民全体を巻き込む工夫が期待される。

## 2 港湾に関する事業

港湾法に基づき横須賀港は4分類の3番目である「重要港湾」に分類され、港湾管理者は横須賀市である。横須賀港のうち米軍施設、海上保安庁、自衛隊施設のほか、民間管理施設（専用埠頭等）は市の管理対象範囲外である。港湾法で定められる「港湾計画」（概ね10年～15年後を目標）を策定・運用するが、現行の「横須賀港港湾計画」は2005年度に策定されたものであり、2021年度での改定に向けた準備の段階にある。一方、港湾施設は国土交通省が所管する「社会資本総合整備計画」や「インフラ長寿命計画」の対象でもあり、市独自の財源に加えて国の財源による部分があることが特徴である。

漁港は、漁港法に定義され港湾計画の対象である横須賀港とは体系を異にするが、その整備・保全計画から工事・建設まで一貫して港湾と一体で港湾部において所管されている。一方で再興プランの推進の一環で水産業振興事業を経済部農業水産課から移管し、2020年4月から「みなと振興部」に組織改編された。インフラ事業と産業振興を一体で推進する体制である。

横須賀市の特徴である東西の長い海岸線を、インフラ維持保全、防災対策、産業振興といった多面的な政策推進を担っており、PDCAの適切な運用による確実な財源確保と効率的効果的な事業推進の工夫が期待される。

## III 内部統制の観点から

地方公共団体へ内部統制を正式に導入する制度（「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」平成31年3月 総務省）においては、内部統制の目的として①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つが挙げられている。基本的には一般企業における内部統制の目的と同様である。本まとめにおいては指摘、意見を念頭に、それぞれに関し説明を引用しておきたい。

①「業務の効率的かつ効果的な遂行」については、地方公共団体においては、その事務を処理するに当たって最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めるという地方自治法の趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ることが重要である。

②「財務報告等の信頼性の確保」については、議会や住民は業務そのものの実施状況について強い利害と関心を持っており、まず、住民レベルで適時、的確な状況把握

と議論があり、その上で議会での議論や市当局の業務実施に繋がっていくべきものとするれば、財務報告にとどまらず、将来の見通しも含め、非財務情報の適切な開示とその信頼性の確保が求められる。まずは必要十分な開示は何かという観点が必要である。

③「業務に関わる法令等の遵守」については、地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならず、公金を扱う主体である公務員に対しては、住民の信頼の基礎となる法令等の遵守についての要請が特に高い。したがって、法令等の遵守は、地方公共団体における内部統制において、着実に取り組むことが求められる。

④「資産の保全」については、地方公共団体の管理すべき資産は膨大かつ多様であり、資産の保全の観点からの内部統制上の措置が一般企業以上に取られてしかるべきであるが、意識が薄い傾向にないか、そうしたバランスの悪さを是正する観点が必要である。

以上を踏まえ、本報告書における指摘、意見を再整理すると例えば次のようである。

内部統制の目的	業務の効率的かつ効果的な遂行	財務報告等の信頼性の確保	業務にかかわる法令等の遵守	資産の保全
指摘及び意見				
I 観光に関する事業の実施状況				
1 観光に関する計画の実施状況				
指摘 1 横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨未作成について	○		○	
指摘 2 横須賀市観光振興推進委員会の会議要旨及び資料等の情報公開について		○	○	
意見 1 横須賀市観光立市推進基本計画の評価及び措置について	○			
意見 2 横須賀市観光立市推進基本計画におけるPDCAの運用について	○			
意見 3 施策や事業ごとのKPIの設定と多様な効果測定の方法について	○	○		
意見 4 施策ごとの事業スケジュールの策定について	○	○		
意見 5 観光消費単価について	○	○		
2 企画課所管事業				
2-3 横須賀アートフェスティバル事業				

<p style="text-align: center;">内部統制の目的</p> <p style="text-align: center;">指摘及び意見</p>	業務の効率的かつ効果的な遂行	財務報告等の信頼性の確保	業務にかかわる法令等の遵守	資産の保全
意見 6 KINUGASAAANIMALARTDAYS2019 の結果について	○			
意見 7 衣笠山公園へのアクセス方法と公園案内の標識について	○			
3 文化振興課所管事業				
3-2 指定管理者事業				
意見 8 芸術劇場利用料金改定のタイミングについて	○		○	○
指摘 3 共同購入時の検収について	○		○	○
意見 9 文化会館等利用料金改定のタイミングについて	○		○	○
意見 10 文化会館及びはまゆう会館の稼働率について	○			○
3-3 芸術劇場設備更新事業				
指摘 4 検査書に係る決裁印について			○	
意見 11 公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランと芸術劇場更新計画の整合性について	○	○		○
3-4 文化会館等設備更新事業				
意見 12 公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランと文化会館等更新計画の整合性について	○	○		○
3-5 AR（拡張現実）技術を活用した観光情報の発信				
意見 13 ヴェルニー公園内の説明版における AR 動画の提供について	○			
意見 14 事業遂行上の他部署との連携の必要性について	○			
4 商業振興課所管事業				
4-1 横須賀市プレミアム付商品券事業				
意見 15 プレミアム付商品券事業に係る経費について	○			
4-2 商業振興対策事業				
意見 16 収支明細書の金額の訂正方法について		○	○	
意見 17 収支明細書の様式について	○	○		
意見 18 補助メニューの妥当性について	○			
5 観光課所管事業				
5-1 観光立市推進事業				
意見 19 シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る検討過程の記録について	○		○	
意見 20 シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及	○			

内部統制の目的	業務の効率的かつ効果的な遂行	財務報告等の信頼性の確保	業務にかかわる法令等の遵守	資産の保全
指摘及び意見				
に係る目標設定及び具体的なスケジュールの策定について				
5-3 集客プロモーション事業				
指摘 5 出張命令書の承認漏れについて			○	
5-4 観光団体助成事業				
指摘 6 補助金支出事業に関する変更申請について			○	
5-5 観光情報誌				
意見 21 観光情報誌の役割の明確化について	○	○		
II 港湾に関する事業の実施状況				
1 港湾企画課所管事業				
1-1 横須賀港湾計画改定事業				
意見 22 資格要件の確認について	○		○	
指摘 7 成果物の紛失について			○	○
意見 23 損害保険加入証明資料の紛失について			○	
意見 24 港湾計画の掲載方法について		○	○	
意見 25 港湾審議会議事録参考資料について		○		
2 港湾総務課所管事業				
2-1 港湾使用料				
意見 26 港湾施設使用料の算定方法について	○		○	○
意見 27 収支報告の活用について	○		○	
意見 28 消費税率の引き上げに対応する港湾施設使用料の適時の変更について	○		○	○
意見 29 消費税率改定時の円単位以下の単価設定について			○	○
意見 30 例規集記載の横須賀港湾施設使用条例の更新について	○	○	○	
指摘 8 債権管理条例に規定された徴収計画の未整備について			○	○
意見 31 債権管理業務の体制構築の必要性について	○		○	○
意見 32 債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱に基づく納税課への移管について	○			○
意見 33 新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設利用料の支払猶予についての周知等について	○	○	○	

<p style="text-align: center;">内部統制の目的</p> <p style="text-align: center;">指摘及び意見</p>	業務の効率的かつ効果的な遂行	財務報告等の信頼性の確保	業務にかかわる法令等の遵守	資産の保全
2-2 港湾施設運営経費				
指摘 9 横須賀港港湾管理業務及び港湾管理業務委託業務に関する業者からの報告書の提出確認について	○		○	
2-3 港湾施設管理業務				
指摘 10 収支決算書における保険料の決算額について			○	
意見 34 収支決算書における人件費の範囲について			○	
意見 35 指定管理者団体の決算書の分析について	○		○	
意見 36 指定管理者から提出される経営状況を説明する書類に対する期限管理について	○		○	
2-4 漁港維持修繕事業				
意見 37 随意契約理由書の記載について			○	
指摘 11 工事の検収について	○		○	
2-5 船員法 104 条に基づく事務（法定受託業務）				
指摘 12 雇入（雇止）届出書に記載について	○		○	
2-6 資産管理				
意見 38 公有財産調書と固定資産台帳の整合性について	○	○	○	○
指摘 13 港湾台帳の事業費総額の誤りについて	○	○	○	
意見 39 港湾台帳の事業費（総額）欄の記載タイミングについて	○		○	
意見 40 固定資産台帳の管理番号について	○			○
指摘 14 港湾建設課から財産管理課への漏れのない報告について	○	○	○	○
意見 41 部分完成の場合の建設仮勘定から本勘定への振替タイミングについて		○	○	○
指摘 15 固定資産台帳の取得日と供用開始日の整合性確保について		○	○	○
意見 42 固定資産台帳の取得価額の範囲について		○	○	○
意見 43 会計システムから出力される歳出予算整理簿の表記について	○		○	
3 港湾建設課所管事業				



## 1 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行を達成するためには、PDCAサイクルを有効に回すことが重要である。絶対的に何が効率的か、効果的か示せばそこに向かっていくのが一番であろうが、難しいのであればPDCAサイクルの中でより良い状況を目指していくことになる。観光においては観光立市推進基本計画や観光立市推進アクションプラン、港湾においては港湾計画や港湾・漁港各種長寿命化計画といった中長期計画があるが、C（チェック）ができるP（プラン）特に具体のスケジュールになっていない、C（チェック）とA（アクション）を結びつける工夫と誘因が少ない状態であるため、本来のPDCAサイクルが回らず、業務の効率的かつ効果的な遂行の観点から、内部統制の整備状況に課題があるといえる。

## 2 財務報告等の信頼性の確保

財務報告にとどまらず、将来の見通しも含め、非財務情報の適切な開示とその信頼性の確保が求められる。財務報告等の信頼性の確保や適切な情報開示、説明の在り方を常に考える姿勢が自治体には求められる。横須賀市観光立市推進条例に定められている条例の運用評価や必要に応じた措置を講ずることが適時な情報開示と相まって遵守されているのか、また港湾計画や港湾審議会の議事等の情報開示の在り方は、財務報告等の信頼性の確保の観点からの課題といえるのではないかと。

地方自治の観点から、市民の方々による実のある議論、意見形成のための情報開示になっているかという視点は、人口減少高齢化が進み、限られた資源をどう活用するか意見形成するにあたり、重要性を増している。本報告書の意見はほんの一例に過ぎない。ケースバイケースの内容にもなるので100%の正解は難しいが、積極的な対応が望まれる。また、本報告においては、市から開示された資料や質問への回答内容についての課題の指摘や不足の指摘にとどまった。信頼性の確保のためのチェック体制の不備や実際に重要な誤りがなかったかどうか、網羅的な監査は行っていないが、内部統制の構築が適切か、市においては引き続き検討されることを望むものである。

## 3 業務にかかわる法令等の遵守

検査書に係る承認印、出張命令書の承認漏れ、成果物等の紛失、工事検査書類の整備等は既述のとおりである。いずれも法令等がもともと想定した運用実態が求められる。

法令等の遵守については、整備されるべき規程が整備され、それらが周知徹底されているかどうかの観点からの意見もあった。内部統制は運用の前に必要な統制が整備されていることが前提となる。然るべく規程が置かれ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存するのではなく、円滑な引継ぎや組織的な対応向上の観点か

らも、例えば現場マニュアルの作成といった方策なども有用である。

#### 4 資産の保全

文化会館等更新計画と公共施設等総合管理計画・FM 戦略プランとの整合性、老朽化した文化会館の稼働率と今後の維持更新、各種長寿命化計画における工事の優先付けなどは、一般的にもよく言われるインフラ資産の維持管理に関する課題である。地方公共団体が膨大、かつ多様な資産を所有していることの一部が現れるものであるが、地方公共団体が自ら何を所有しているのか、有効に管理できているのか、管理コストはどうか、今後、意識的に取り組んでいくべき分野である。

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成 27 年 1 月総務大臣通知）」で要請されている、公共施設等の老朽化対策にも活用可能となる固定資産台帳の整備、その活用である公共施設マネジメントが今後の課題と感じられる。

#### IV おわりに

内部統制の関連では、本報告書において示された限られた指摘、意見をみてもわかるように、目的に照らしてみると何が課題なのか理解しやすい。既述のように、内部統制制度を導入する上では、リスクの洗い出しが必要になる。業務フローを識別し、分析するにしてもどのようなリスクがあるのかを識別しなければ、漠然と業務、作業の手順を追うだけになってしまい、必要な統制を構築するための分析にならない可能性がある。決裁書にむやみに多くの印があることは、統制上の意味は薄く、一つ一つのアクションの意味が吟味されることこそが重要であり、IT の活用と併せた内部統制制度の導入は大きな効果が期待できる。どのような業務であれ、適時、適切にしかるべき検討を加え、チェックを行っていることは、説明責任を果たす上で有用であることは勿論、最少の経費で最大の効果をとという地方自治法の理念に沿うものである。さらにいえば、業務の中であるいは無駄かもしれないと思っていた作業や承認手続をやめ、労働時間を短くする効果も期待できる。テレワークの導入等も含めた働き方改革が求められる中で、何が必要で、何が必要でないのか、内部統制は検討の視点として、また、説明の観点として説得力をもつのではないだろうか。

地方公共団体の内部統制は様々な点で株式会社と異なりうる。利益の追求と健全な財政の追求で行動は変わってくる。大きくかつ本質的な相違だけでもいくつも挙げられる。それだけに、地方公共団体に合った内部統制制度の導入を図っていく上では、柔軟かつ丁寧な議論を行いつつ、試行錯誤をおそれず進んでいくことが望まれる。本テーマにおける監査は、内部統制の視点を持ったこともあり、説明を付け加えた次第である。検討の材料にしていれば幸いである。

本監査実施の過程で、「浦賀レンガドックの市への無償寄付」や「北九州と市を結

ぶ新規フェリー航路の就航」といった新しい話題にも接した。ウィズコロナの時代においては観光の在り方のみならず市民生活そのものの在り方も大きな変容を迫られるかもしれないが、横須賀再興プランで目指す「海洋都市」として、また「観光立市よこすか」の実現のために、本報告が一助となれば幸甚である。